

平成20年 8月 8日

滋賀県知事  
嘉田 由紀子 様

琵琶湖湖南流域水害に強い地域づくり協議会会長



水害に強い土地利用や住まい方に向けての  
浸水マップを用いた効果的な取組について（提言）

平素は、当協議会に関して格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当協議会では、平成16年8月の発足以来、琵琶湖湖南流域の5市（大津市・草津市・栗東市・守山市・野洲市）が国・県とともに水害に強い地域づくりを目指し、これまでに、洪水時の避難体制（情報伝達、避難勧告の発令）のあり方や洪水ハザードマップの活用方法など、さまざまな議論を重ねてまいりました。

昨年度より、浸水が想定される地域での土地利用のあり方が浸水被害の回避・軽減を左右する要因のひとつであることから、市毎に内水や中小河川も含めたはん濫特性を示す浸水マップのモデルケースを想定し調査・検討を行ったところです。

その結果、現在、水防法に基づき公表されている浸水想定区域図は、主要な河川の浸水はん濫のみを対象としていること、また、水防法は土地利用・住まい方を誘導する目的を持たないことなどから、水害の危険性が予見される場合においても、浸水想定区域図を根拠に土地利用や住まい方を指導・助言することは困難であることが確認されました。

よって、下記の事項について検討実施し、内水や中小河川も含めたはん濫特性を示す浸水マップを策定公表し、あわせて、水害に対する安全・安心な地域づくりを目的とした県条例等により、浸水マップに法的根拠を持たせ、土地利用や住まい方を指導・助言することが効果的な取組であると提言します。

記

1. 起こり得るさまざまな洪水を対象に、内水も含めた中小河川のはん濫による危険性を示す情報（浸水マップ）を策定公表されたい。なお、河川整備、下水道（雨水排水）整備の進捗に応じて適時更新されたい。
2. 滋賀県内で生活・活動される県民に水害の危険性を周知し、土地利用や建築物の建築に対して、水害の危険度に応じた適正な指導・助言が行えるよう、浸水マップが県条例等により法的に位置づけられることを検討されたい。
3. これらの前提として、河川管理者においては河川管理施設の適正な維持管理および着実な河川整備を図られたい。